

「令和 2 年度事業報告」

I 助成事業

1 新型コロナウイルス感染拡大予防措置の対応

新型コロナウイルス感染拡大を予防するため、令和2年4月7日に発せられた「緊急事態宣言」を受け、国、大阪府・市など関係機関から不要不急の外出抑制、イベント等行事の中止要請がなされていること、また、今後、各種施設等が閉鎖される可能性もあることなどに鑑み、助成金交付対象事業を中止又は変更する場合の取扱いを定めた。

この取扱いに基づき、助成金交付対象事業を当初計画どおり実施することが困難となり、新たな計画に変更した助成団体から提出された「助成金変更申請書」の審査等を行った。

2 学校教育事業助成

(1) 幼稚園

- ・ 1園につき 20万円を限度に助成
- ・ 4月助成決定 6園 9事業
- ・ 当初計画の変更により事業追加 2事業
- ・ 年度末現在助成件数 愛珠幼稚園等 6園 11事業
- ・ 周年記念特別事業助成加算 3園
- ・ 外国語対応教育環境充実助成加算
 - 4月助成加算決定 6園
 - 大阪市からの携帯型翻訳機の配付により加算分を返還 全額返還 2園、一部返還 1園
 - 年度末現在助成加算 4園
- ・ 助成総額 1,885,000円

(2) 小学校

- ・ 1校につき 30万円を限度に助成
- ・ 4月助成決定（年度末現在助成件数） 玉造小学校等 7校 7事業
- ・ 周年記念特別事業助成加算 1校
- ・ 外国語対応教育環境充実助成加算 7校
- ・ 助成総額 3,053,000円

(3) 中学校

- ・ 1校につき 40万円を限度に助成
- ・ 4月助成決定（年度末現在助成件数） 東中学校等 3校 4事業
- ・ 外国語対応教育環境充実助成加算 3校
- ・ 助成総額 1,459,000円

3 社会教育・生涯学習事業助成

(1) 社会教育団体

- ・ 1 団体 40 万円を限度に助成
- ・ 4 月助成決定 10 団体 10 事業
- ・ 事業を一部中止又は変更し、助成金を一部返還
3 団体 3 事業
- ・ 年度末現在助成件数 区子ども会育成連合協議会等 10 団体 10 事業
- ・ 助成総額 2,389,000 円

(2) 生涯学習団体

- ・ 1 団体 10 万円を限度に助成
- ・ 4 月助成決定 5 団体 5 事業
- ・ 事業を中止し、助成金を返還（辞退） 2 団体 2 事業
- ・ 年度末現在助成件数
中大江小学校生涯学習ルーム運営委員会等 3 団体 3 事業
- ・ 助成総額 300,000 円

4 地域文化・まちづくり事業助成

(1) 地域文化団体

- ・ 1 事業につき 15 万円を限度に助成
- ・ 4 月助成決定 27 団体 28 事業
- ・ 事業を中止し、助成金を返還（辞退） 8 団体 8 事業
- ・ 事業を一部中止又は変更し、助成金を一部返還
2 団体 2 事業
- ・ 年度末現在助成件数
こころに花咲く「緑花中央」等 19 団体 20 事業
- ・ 助成総額 2,380,000 円

(2) まちづくり団体

- ・ 1 地域につき 40 万円を限度に助成
- ・ 4 月助成決定 10 団体 15 事業
- ・ 事業を中止し、助成金を返還 5 団体 7 事業
- ・ 年度末現在助成件数
愛日地域社会福祉協議会等 5 団体 8 事業
- ・ 助成総額 1,050,000 円

5 助成事業の広報

- (1) 財団のホームページに掲載 11 月 5 日
- (2) 広報ちゅうおうに募集広告掲載 1 月 1 日 1 月号
- (3) 大阪日日新聞に募集広告掲載 2 月 1 日

II 特定費用準備資金積立金事業

平成 30 年度設定の「校園周年記念特別事業助成積立金」については、令和 2 年度同事業実施校園分 750,000 円を取り崩した。

令和元年度設定の「外国語対応教育環境充実助成積立金」については、2 年秋に大阪市こども青少年局から幼稚園に携帯型翻訳機の配付があり、配付を受けた幼稚園では外国語対応教育環境充実助成加算金が不要となり、一方、2 年度の調査で新たに携帯型翻訳機の追加購入に必要な助成金を要望しているところがあったので、計画の一部を修正し、2 年度同事業実施校園分 1,147,000 円を取り崩し、計画どおり 537,000 円を積み立てた。

新たな取組として、4 年 12 月に額面 3 億円の利付国債（年利 1.40%）が、7 年 6 月には額面 10 億円の利付国債（年利 1.90%）が満期を迎えるが、現在の低金利状況では年利 0.5%を超えて運用することは極めて難しく、5 年度以降大幅な収支不足が予測され、この収支不足を補填する必要があることから、新たな特定費用準備資金として「基本財産運用益減収対策積立資金」を 2 年度末に設定し、6,500,000 円を積み立てた。

III 広報活動報告

1 「財団だより」の発行（4 回発行）

- 4 月 1 日 第 21 号 発行
- 7 月 1 日 第 22 号 発行
- 10 月 1 日 第 23 号 発行
- 1 月 1 日 第 24 号 発行

2 財団ホームページの更新による情報開示

- 4 月 14 日 令和 2 年度収支予算及び事業計画、「財団だより」第 21 号を掲載
- 7 月 13 日 令和元年度事業実施報告及び財務諸表、令和 2 年度助成事業一覧、「財団だより」第 22 号、新型コロナウイルス感染予防措置により助成金交付対象事業の中止・変更が生じた場合の助成金の取扱いを掲載
役員名簿を更新
- 11 月 5 日 令和 3 年度助成金募集要項、「財団だより」第 23 号を掲載
役員名簿を更新
- 1 月 14 日 「財団だより」第 24 号を掲載

IV その他財団の管理運営に関すること

1 東教育財団公益法人化 10 周年記念事業

記念品（品名：ルーペパーパーウエイト）の配付

V 令和 2 年度財団運営・事業等実施状況

実施月日	運営・事業等	内 容	備 考
4月1日	東教育財団だより	第21号発行	
4月8日	第1回業務執行役員会	理事会開催の検討、業務執行確認等	事務所
4月10日	第2回業務執行役員会	基本財産の運用	電話による協議
4月14日	財団HP更新	2年度収支予算・事業計画、財団だより掲載	
4月14日	第37回理事会（中止）	2年度助成事業の決定等	決議の省略により 4月16日終結
4月23日	助成金交付決定通知	2年度助成金決定通知発送	学校園等申請者
5月7日	第3回業務執行役員会	理事会開催の検討	電話による協議
5月11日	監事会	元年度決算監査	事務所
5月11～14日	第23回助成金審査会	元年度実施報告書審査	各審査員の個別審査
5月14日	第4回業務執行役員会	理事会議案審議、業務執行確認等	事務所
5月22日	第38回理事会（中止）	元年度事業報告・決算報告等審議	決議の省略により 5月25日終結
6月3日	第5回業務執行役員会	評議員会議案審議、業務執行確認等	事務所
6月12日	第19回評議員会	元年度事業報告・決算報告等審議	愛日会館
6月23日	定期報告書類の提出	事業報告・財務諸表の提出	大阪府へ電子申請
6月29日	理事等変更登記	一部改選分の登記	大阪法務局
6月30日	助成金第1回分交付	学校・団体等へ交付	
7月1日	東教育財団だより	第22号発行	
7月13日	財団HP更新	元年度事業報告・財務諸表、財団だより等掲載	
7月20日	評議員退任登記	評議員死亡に伴う退任登記	大阪法務局
7月31日	助成金第2回分交付	団体等へ交付	
7月31日	役員等変更届の提出	役員等変更届の提出	大阪府へ電子申請
8月31日	助成金第3回分交付	団体等へ交付	
9月25日	監事会	上半期事業実施及び執行状況監査	事務所
10月1日	東教育財団だより	第23号発行	
10月2日	第6回業務執行役員会	理事会議案審議、業務執行確認等	事務所
10月5日	助成金第4回分交付	団体等へ交付	
10月8日	第39回理事会開催	2年度事業・会計中間報告	中央区地域コミュニティプラザ*
11月5日	財団HP更新	助成金募集要項等掲載	
11月9日	助成金説明会	学校教育事業助成関係学校園	中央区地域コミュニティプラザ*
11月10日	助成金説明会	社会教育事業助成関係団体	中央区地域コミュニティプラザ*

11月11日	助成金説明会	地域文化事業助成関係団体	愛日会館
11月24日	助成金第5回分交付	団体等へ交付	
12月1日	第7回業務執行役員会	業務執行確認等	事務所
12月21日	助成金第6回分交付	団体等へ交付	
1月1日	事業助成募集の掲載	広報ちゅうおう掲載	
1月1日	東教育財団だより	第24号発行	
1月7日	助成金第7回分交付	団体等へ交付	
1月14日	財団HP更新	財団だより掲載	
2月1日	事業助成募集の掲載	大阪日日新聞掲載	
2月8日	第8回業務執行役員会	理事会・評議員会の開催検討等	事務所
2月9日	3年度助成金受付	3年度助成金申請書の受付	～2/26 事務所
2月24日	第9回業務執行役員会	理事会、評議員会議案検討、業務執行確認等	事務所
3月10日	第40回理事会・ 第20回評議員会開催	3年度事業計画・予算書、新規 特定費用準備資金計画策定等 審議	ヴィアーレ大阪
3月25日	第24回助成金審査会	3年度助成金の審査	事務所
3月25日	第10回業務執行役員会	役員の改選関係等	事務所
3月30日	定期報告書類の提出	事業計画・予算書の提出	大阪府へ電子申請
適時	事業の進捗報告	理事長・会計理事・審査理事へ	事務所
適時	公認会計士の指導	財務諸表に係る指導	事務所
適時	職員研修	公益法人運営・財務会計等	

○事業報告の内容を補足する重要な項目がないため、添付資料以外に事業報告の附属明細書は作成していない。